

全国で医療情報を確認できる仕組み（ACTION1）について

厚生労働省 医政局 参事官（特定医薬品開発支援・医療情報担当）付医療情報室

- 医療情報の保存期間・閲覧期間について
- 救急時サマリーにおける閲覧期間について

オンライン資格確認等システムで管理する情報の保存期間について

1 現状

- マイナンバーカードで本人確認を行うことにより、医療機関・薬局で、本人同意に基づき健康・医療情報を確認でき、より良い医療を受けることが可能。
- 健康・医療情報はオンライン資格確認等システムで管理されており、各情報ごとに保存期間が設定されている。
- 令和3年10月から収載が開始されている薬剤情報等については、令和6年10月以降、順次保存期間（3年）が終了する。

2 対応

- オンライン資格確認等システムで管理する情報（資格情報以外）の保存期間については、利用ニーズ、コスト、各種文書の法令上の保存期間等を考慮して、5年間としてはどうか。

※ 保存期間を超える情報については、本人がマイナポータル経由であらかじめ取得し、自ら保存・管理することができる。オンライン資格確認等システムで管理する情報の将来的な保存期間の在り方については、PHR（Personal Health Record）の動向も踏まえつつ検討していく。

	保存期間 (収載開始年月)	見直し後の保存期間
資格情報	資格喪失後10年間 (令和2年10月)	変更なし
医療費通知情報	3年間分 (令和3年11月)	5年間分
特定健診等情報	5年間 (令和3年1月)	変更なし
薬剤情報	3年間 (令和3年10月)	5年間
診療情報	3年間 (令和4年6月)	5年間

オンライン資格確認等システムで管理する情報の保存期間の考え方

	主な情報項目	保存期間 (収載開始年月)	見直し	保存期間の考え方
資格 情報	○ 加入者情報 (氏名、性別、生年月日、住所、被保険者番号等)	資格喪失後 10年間 (令和2年10月)	変更なし	【現状の考え方】 ・ 民法上の債権に係る時効が10年であることから、保険者・医療機関の照会ニーズが想定されることを踏まえ、資格喪失後10年間に設定
医療 費通 知情 報	○ 医療費の情報 (総額、保険者負担額、公費負担額、窓口負担相当額、診療年月、診療区分、診療実日数、医療機関等名称)	3年間分 (※1) (令和3年11月)	<u>5年間分</u>	【現状の考え方】 ・ 医療費通知情報や医療費控除の利用ニーズを考慮し、また、薬剤情報と平仄をとり、3年間分に設定 【見直しの考え方】 ・ ①確定申告は5年間行うことができること(※2)、②令和4年分確定申告から、e-Taxで確定申告を行う際、医療費控除に利用することができる1年間分の医療費通知情報をマイナポータル経由で取得し、確定申告書に自動入力することができるようになったことから、 今後、医療費通知情報の利用ニーズがさらに高まる可能性 があることを踏まえ、 医療費通知情報の保存期間は5年間分に設定
特定 健診 等情 報	○ 特定健診結果情報 (診察(既往歴等)、身体計測、血圧測定、血液検査等) ○ 質問票情報 (服薬・喫煙歴等) ○ メタボ基準、特定保健指導の対象基準の該当判定	5年間 (令和3年1月)	変更なし	【現状の考え方】 ・ 特定健診等情報の保存期間(5年)を考慮して5年間に設定
薬剤 情報	○ 薬剤情報 (医療機関等名称、調剤年月日、処方区分、使用区分、医薬品名、成分名、用法、用量、調剤数量)	3年間 (令和3年10月)	<u>5年間</u>	【現状の考え方】 ・ 利用ニーズやコスト等を考慮して3年間に設定
診療 情報	○ 過去の受診歴情報 (医療機関名、受診歴) ○ 診療実績情報 (診療年月日、入外等区分、診療識別、診療行為名)	3年間 (令和4年6月)	<u>5年間</u>	【見直しの考え方】 ・ 各種文書の法令上の保存期間(※3) を考慮して、 5年間に設定

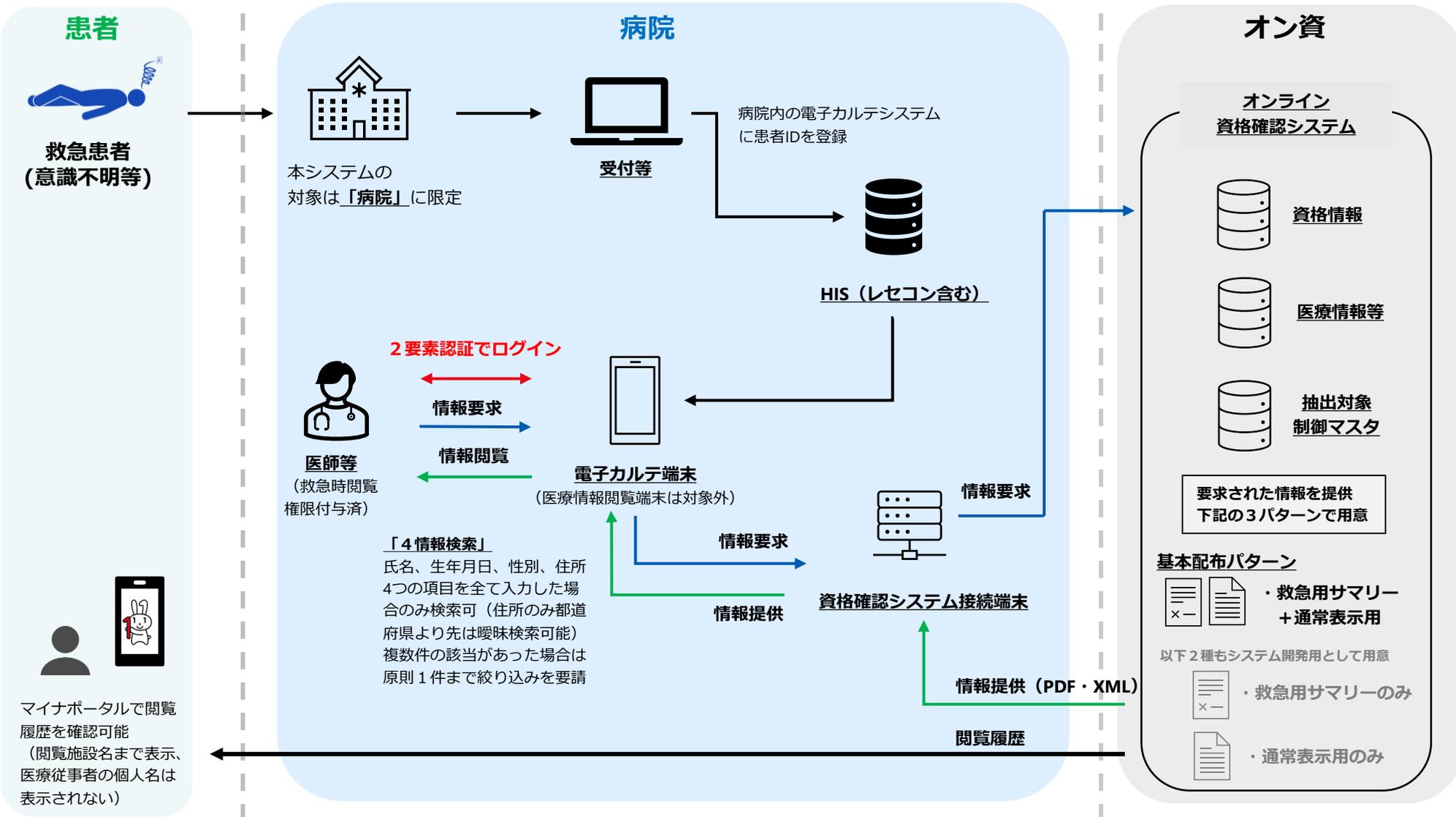
※1 3年間分の医療費通知情報が閲覧できるように、各年の1年間分(1月分から12月分まで)の情報はその3年後の2月9日まで保存されることとなっている。

※2 確定申告の義務がある場合は、納税義務が5年間は消滅しない。また、確定申告の必要がない方の還付申告は、還付申告をする年分の翌年1月1日から5年間行うことができる。

※3 診療録等は法令上5年間の保存規定がある。

救急医療時の医療情報閲覧フロー（現時点のイメージ）

想定される通常ケースの詳細



救急用サマリーの項目・期間の変更

救急用サマリー

- 救急時に提供予定の救急用サマリーでは「手術情報」のみが通常外来と合わせた最大期間（3年）での表示となっている
- このため「手術情報」は通常外来の期間と合わせ5年としたい

※救急時閲覧システムは令和6年秋頃のリリースに向け開発中

医療情報閲覧時の表示期間の対比表

(レセプト情報に基づく医療情報)



通常外来



救急用サマリー

項目	現状	見直し後	18回WG提示時	見直し後
受診歴	3年	5年	3ヶ月	3ヶ月
電子処方箋情報	100日	100日	45日	45日
薬剤情報	3年	5年	3ヶ月	3ヶ月
手術情報	3年	5年	3年	5年
診療情報	3年	5年	3ヶ月	3ヶ月
透析情報	3年	5年	3ヶ月	3ヶ月
健診情報	5年	5年	健診実施日を表示	健診実施日を表示

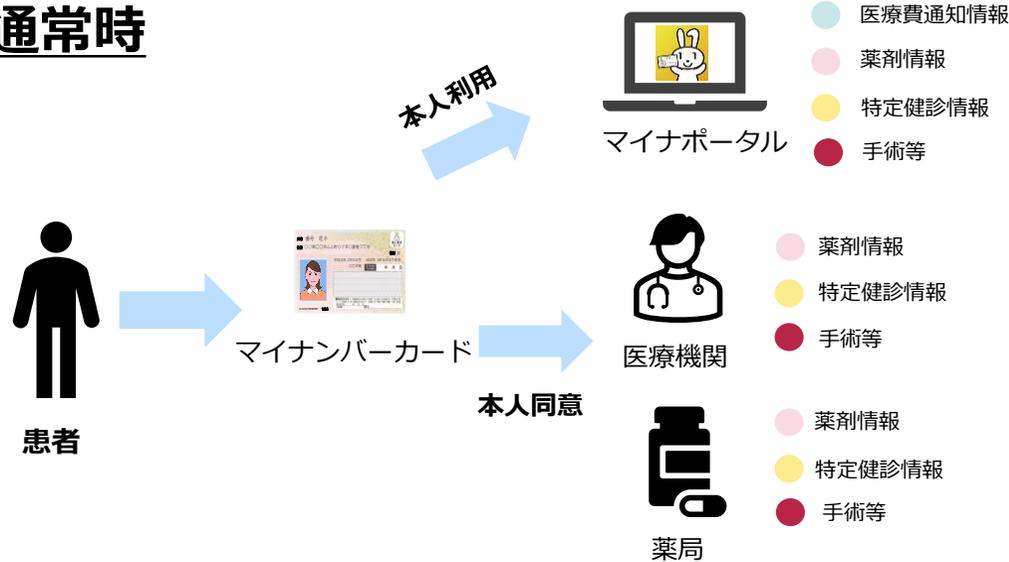
(参考) 各種文書の法令上の保存期間

	保存主体	保存期間	関係法令
特定健診等情報	保険者	5年	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第10条
診療録	医療機関	5年	医師法第24条第2項 歯科医師法第23条第2項 保険医療機関及び保険医療養担当規則第9条
(参考) レセプト (診療報酬明細書)	保険者 ^{※1} (国保・広域連合)	5年	地方自治法第236条
(参考) 民法上の債権の 消滅時効	-	①権利を行使することができることを知った時から5年 ②権利を行使することができる時から10年	民法第166条第1項

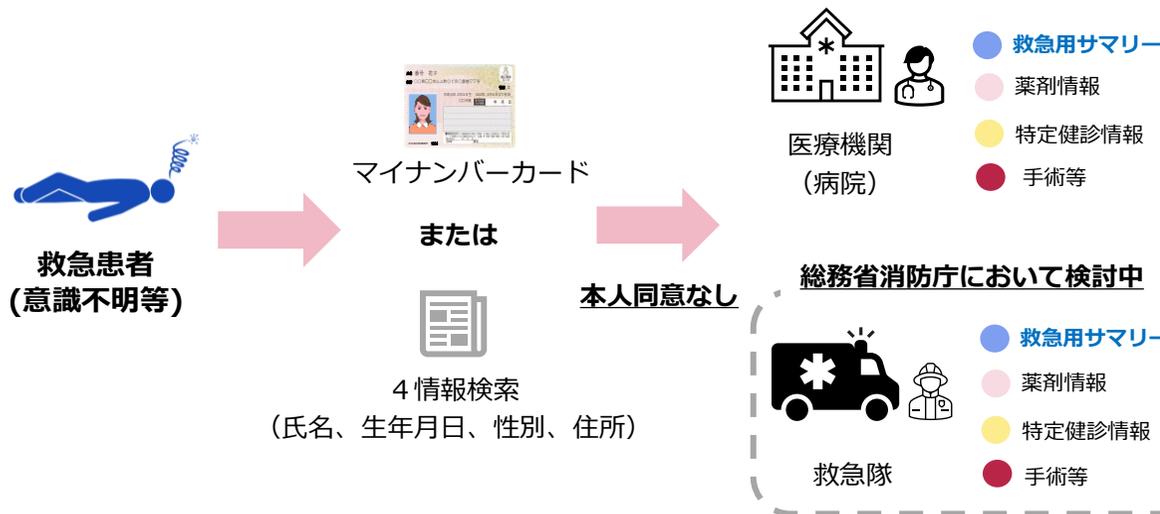
※1 健保組合は、各組合において、債権債務の時効等を踏まえた上で、理事会等の議決を経て、保存期間を決めることとしている。健保連が示す規程例では10年保存としている。

(参考) 全国で医療情報を確認できる仕組み (ACTION1) の機能等比較

通常時



救急時



オンライン資格確認等システム



(参考) 救急用サマリーの項目・期間

オンラインにて救急医療に携わった経験のある医師10名・看護師10名を対象に、可能な限りオンライン資格確認等システムの利用経験者を含む構成とした上でヒアリングを実施。救急用サマリーの項目・期間の候補を選定した。

ヒアリング結果

医療情報閲覧へのニーズについてのコメント		希望期間	要否
受診歴	<ul style="list-style-type: none"> 入院歴がわかるならば知りたい(医師・看護師) 処方医と診療科までわかると連絡がスムーズ(医師) 	3か月	要:18名
薬剤情報	<ul style="list-style-type: none"> 現在の疾患を類推するために必要。大体3ヶ月程度あればよい(医師) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 搬送受入れ判断に関わる薬剤情報(対応できない疾患が予測される薬剤情報等)も知りたいとの声あり 手術するとなると、抗血栓薬など気を付けなければいけない薬剤があるため、まず知りたい(医師・看護師) 過去の情報全部ではなく、今飲んでいる薬剤のみを知りたい(医師) 	3か月	要:20名
手術情報	<ul style="list-style-type: none"> 生涯にさかのぼって全期間分必要(医師・看護師) 現在の疾患の類推や治療のために必要、シャントや心臓カテーテルの手術情報は特に知りたい(医師) 	1年以上	要:19名
透析情報	<ul style="list-style-type: none"> 透析の有無だけわかればよい。透析の条件までは不要(医師) 透析情報は治療方針に影響するため必要(医師) 機材の準備や在庫がないため、やむを得ず受入れる判断ができない可能性もあり、知りたい(医師・看護師) 	有無のみ	要:16名
健診情報	<ul style="list-style-type: none"> 普段との差や普段から異常値を示しているのかが知りたいので、過去の値が必要(医師) 救急時の短時間で見る場合は不要(医師) あれば後で見るが、受入れ判断や治療をする際にはなくてもよい(医師) 	1年程度	要:2名 不要:5名